2023年3月

グローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「SSGA」）は、業界で最大級の機関投資家を対象とする投資顧問会社の一社であり、機関投資家に対する金融サービスの大手プロバイダーであるステート・ストリート・コーポレーションの投資顧問部門である。投資顧問会社として、SSGAはその殆どの顧客口座に対して一任で議決権を行使する裁量権を有しており、SSGAはこれら議決権を、SSGAグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則[i]に記載されるように、顧客の投資が持つ長期的な経済価値を守り増大させると当社が信ずる方法で行使する。

i これらのグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則（以下原則）は、SSGA Funds Management, Inc、State Street Global Advisors Trust Company、及びその他のステート・ストリート関連アドバイザー企業にも適用される。さらに、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは以下の一部の市場に対する議決権行使およびエンゲージメントの個別ガイドラインを有する：オーストラリア、欧州、日本、ニュージーランド、北米（カナダおよび米国）、英語およびアイルランド、並びに新興国市場。固有のガイドラインによってカバーされていない市場に対しては原則と整合的な形での検討、議決権行使を行う。しかしステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズはこれら様々な市場においても現地の市場慣行を考慮した議決権行使を行うように努める。

SSGAによる顧客およびファンド保有証券の議決権行使の権限と義務

SSGAが顧客から議決権行使を依頼された場合、または合同運用ファンドの受託者が、ファンドが保有する有価証券の投票責任をSSGAに委任した場合、SSGAは本文に記載されている原則に基づき、顧客およびファンドが保有する議決権行使を統一的に運用する。この統一的な議決権行使方針に対する例外は以下の通りである：(1) SSGAが議決権行使の選択肢（すなわち、議決権行使プログラム）を合同運用ファンド内の投資家に提供した場合、議決権行使プログラムへの参加を選択した投資家に帰属するファンドの保有株式の比例部分は、投資家が選択した第三者議決権行使方針に従って投票される、(2)SSGAが運用するプール型投資ビークルが、当該ファンドの組織及び／又は募集書類に規定される第三者議決権行使ガイドラインを利用している限られた状況における場合。第三者の議決権行使ガイドラインを利用する当該ファンドに関しては、本書に記載された原則に代えて、適用される第三者の議決権行使ガイドラインの条項が適用され、当該ファンドに関して実施される議決権行使は、独自の議決権行使ガイドラインに従ってSSGAが運用する他のポートフォリオに対して実施される投票と異なり、またこれに反する場合がある。

SSGAの議決権行使・発行体エンゲージメントアプローチ

SSGAでは、アセットマネジャーとして受託者責任を非常に重く受けとめている。当社では、コーポレートガバナンスの専門家からなる専任チームを設け、責任ある投資家としての責務を果たそうとしている。これらの責務には、企業へのエンゲージメント、自社のコーポレートガバナンスガイドラインの策定と強化、企業レベルでのケース・バイ・ケースのコーポレートガバナンス問題の分析、および当社の議決権の行使などがあるが、全て株主価値を最大化させることを目的としている。

SSGAのグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則は、市場毎に異なる共通のガバナンス問題に対して独特の視点を持つことがあるため、エンゲージメント行動も長期的なエンゲージメント目標を最高に達成するために様々な形態をとる場合がある。当社では、ポートフォリオ保有企業の議決権行使とエンゲージメントこそ、株主が所有権を行使できる最も直接的で生産的な方法であると考えており、これらの手段を投資プロセス全体の中で重要な部分と位置付けている。

当社はエンゲージメントと議決権行使の活動には直接的な関連があると考えている。そのため、議決権行使を活用しつつ、エンゲージメント活動を進めることで、当社顧客口座保有銘柄の長期的な経済価値を保護し高めると考えられる株主にとって有力な手段を提供する。SSGAは、投資戦略に関わらず、全保有銘柄をカバーする集中的議決権行使プロセスと積極的株主権プロセスを持つことにより投票とエンゲージメントによる影響力を最大化する。SSGAには、運用商品や戦略によって、様々な投資の見方と目的があるものの、株式保有の受託者責任とSSGAが投票の裁量を持つ投票は同一の見解と目的をもって実行される。SSGAが運用する一部の合同運用口座等で、口座固有の統制文書に従うことが求めら得る場合、第三者により規定されたガイドラインに用いて行使判断する。その場合、SSGA独自のガイドラインで判断する他の運用口座との行使結果と異なっていたり、矛盾することがある。

SSGAのグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則は、当社顧客ポートフォリオが保有する企業の株主価値を最大化することに資すると当社が考えるガバナンス構造を支持する。SSGAは、発行体毎に個別のエンゲージメントを実施し、持続可能性関連のリスクと機会など当社の原則について話し合う。さらに、当社は発行体に、取締役が株主と直接対話する度合いを増やす方策を探すように促す。当社は、幹部取締役や独立非常勤取締役との直接的なコミュニケーションこそ、会社が株主の関心事を理解する上で極めて重要なことと考えている。反対に、適切な場合には、当社は 複数の株主との協力的エンゲージメント活動を実施し、会社の代表者等に共通の関心事について意思疎通を図る。

当社のエンゲージメントを実施するに当たり、SSGAは、マクロ経済状況や国の政治制度全般、規制監督の質、所有権と株主権の執行、および司法の独立性などを含み、またこれらに限らず国のコーポレートガバナンスの枠組みの中に入り込む様々な要因を評価する。SSGAは、ガバナンス慣行とエンゲージメント活動に関する規制要件と投資家の期待が国毎に異なることを理解している。そのため、SSGAは市場によって、発行体、規制当局、またはその両者にエンゲージメントする。SSGAは、国レベルの広範なコーポレートガバナンスに関連する方針と共に、企業レベルでも発行体固有の関心事に対処する様々な投資家団体のメンバーになっている。

企業固有のリスクの緩和を助けるため、SSGAのアセットスチュワードシップチームはファンダメンタルアクティブ運用チームや、その他の運用チームのメンバーと協力しコーポレートガバナンス問題の特定の事項ついて企業にエンゲージメントすることがあり、これにより株主総会で諮られる議案に関する情報収集の包括的アプローチが促進される。また、特定の関心事に議決権行使時期以外に、SSGAは発行体固有のエンゲージメントを実施し、様々なコーポレートガバナンスおよび持続可能性関連のテーマを取り扱う。

SSGAのアセットスチュワードシップチームは、計量分析と定性分析を併用し、積極的なエンゲージメントが株主価値を保護し高めるために必要となる可能性がある、発行体の特定を助けるスクリーニングのためのデータを利用する。発行体エンゲージメントは、発行体固有のコーポレートガバナンス、持続可能性の懸念または広く産業関連のトレンドに重点を置きながら、個別のイベントを契機とすることもあり得る。SSGAは、問題となっている発行体の当社運用資産が保有するポジション合計、潜在的に粗悪なガバナンスやパフォーマンス特性、および目先の状況の規模も考慮する。その結果、SSGAは、企業への直接エンゲージメントが多くの形態をとり得ること、そして幾多の状況下で起こり得るものと信ずる。SSGAが定義するエンゲージメントの方法を以下に示す。

積極的

SSGAは、ガバナンスおよび持続可能性プロファイルなど企業固有のデータの組み合わせを把握するように設計されたスクリーニングツールを使用し、当社の投票活動とエンゲージメント活動に役立てている。

SSGAは、当社がスクリーニングプロセスで特定した企業の取締役や経営陣との直接対話を模索する。そうしたエンゲージメントを行うことで、企業がそのガバナンスや持続可能性の実践を改善することを確認するモニタリングが必要になることがある。こうしたケースでは、エンゲージメントプロセスが、SSGAが粗悪なガバナンスと持続可能性の実践による過大なリスクから長期的な株主価値を守る最も有効な機会となる。

受動的

受動的エンゲージメントは発行体側のアプローチを契機とする。SSGAは、企業コミュニティとの間で定期的に特定の議決権行使に係る問題と議案について話し合う場を設けている。受動的エンゲージメントは、議案に対処する機会というだけではなく、広範なガバナンスおよび持続可能性問題に対処する機会であると認識している。

SSGAは発行体へのエンゲージメントに関する当社のアプローチをより詳細に記述したエンゲージメントの手続きを定めている。

評価

当社のスチュワードシップ活動は、株主価値を保護し促進すると考えられる企業固有、および市場レベルの開示と、監督慣行に影響を与えることを目的としている。

企業課題レベルの成功：
当社の発行体固有のエンゲージメントプロセスの有効性の評価は困難を伴うことがある。成果を評価するうえでの主観性を制限するため、当社は積極的に発行体からのフィードバックを受け、エンゲージメント後に発行体がとった行動を監視して実態を伴う変化の有無を確認する。そうすることで、当社は、発行体がどのようにして当社の抱く懸念に対応したか、そしてどの程度こうした反応が当社の要請に応えたかを測定する指標を設定することができる。同様に重要なこととして、有効なエンゲージメント活動は、事実と状況により異なる期間に跨がって評価することもできる。これらのエンゲージメント活動は、議決権行使の判断材料となるだけでなく、時間の経過とともに改善されていく様子を監視し、優先度の高い分野に対する当社の見解の進化に貢献することができる。また、議決権行使を通じて取り組むコーポレート・ガバナンスや持続可能性に関連する特定の課題についての市場慣行の変化の傾向を確認し、当社の議決権行使の影響度を追跡している。当社ではエンゲージメントと議決権行使の結果を、毎年、顧客に報告している。

市場レベルの成功：
当社のソート・リーダーシップや提唱と一致する立場を受け入れた市場参加者の数を評価することにより、当社が長期的な価値創造の中核と考える、スチュワードシップの優先事項である「効果的な取締役会の監督」「気候変動リスク管理」「人的資本管理」「ダイバーシティ・公平性・インクルージョン」のより広範な採用を追跡確認する。

議決権行使手順

監督

SSGAアセットスチュワードシップチームは、SSGAのグローバル議決権行使およびエンゲージメントガイドライン、環境及び社会に関するグローバル議決権行使およびエンゲージメントガイドライン、地域別の議決権行使およびエンゲージメントガイドラインとSSGAによって必要に応じて発行されるガイドライン、およびガイダンス（以下議決権行使方針、ssga.com/about-us/asset-stewardship.htmlを参照）の作成、実施、第三者によるガイドラインを適用した行使（必要な場合）、ケース・バイ・ケースの投票案件、企業へのエンゲージメント、およびガバナンス関連問題の調査と分析に責任を有する。スチュワードシップチームの活動は当社の内部ガバナンス機関であるESGコミッティーによって監督される。ESGコミッティーはSSGAのスチュワードシップ戦略、エンゲージメント・プライオリティ、また議決権行使ガイドラインの検討に責任を負い、議決権行使目的の達成状況を監視する。

議決権行使プロセス

SSGAは、議決権行使とコーポレートガバナンスに精通したインスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ・インク（以下「ISS」）と契約し、当社の議決権行使プロセスの補佐を依頼している。SSGAはISSの以下のサービスを利用している：(1)SSGAの議決権行使代理人として（SSGAに議決権行使の執行および管理サービスを提供すること）、(2)SSGAの議決権行使方針を適用すること、(3)コーポレートガバナンスに関する問題全般と特定の議決案件に関する調査と分析の提供すること、(4)特定の限られた状況で議決権行使ガイドラインを提供すること。

すべての議決権行使の意思決定およびエンゲージメント活動は、当社の社内議決権行使方針に従って行われ、当社のスチュワードシップ責任を果たす際に、顧客の利益が唯一の考慮事項であり続けることを保証している。この方針の例外は、ステート・ストリートの株式およびその他のSSGA関連事業体に対する議決権行使の利益相反を軽減するために、当社の親会社または関連事業体に対する議決権行使を独立した第三者が行う場合、および当社が（例えば、外部のビジネス上の利害関係により）投票から対立すると考えられる場合に、独立受託者に投票決定を委託するその他の状況がある。このような場合、委託された第三者は、SSGAの議決権行使方針およびエンゲージメント・ガイドラインに基づき、議決権行使を行う。

当社は、顧客から議決権行使の権限を付与されており、実行可能な場合には、すべての株主総会で議決権を行使することを目指している。ただし、以下のような場合には、適当と認めるときは、議決権行使を控えることがある：

- 委任状が必要とされる場合
- 議決権行使が、当社の証券取引能力に重大な影響を及ぼす場合
- 企業あるいは個人に対する制裁措置のため、議決権行使が許可されない場合
- 発行体固有の特別な文書が必要とされる、あるいは様々な市場や発行体の証明書が必要な場合
- 顧客からの指示がない限り、SSGAは、いわゆる「シェア・ブロッキング」市場（年次総会の期間中、議決権行使者の証券取引が制約される市場）では議決権行使を行わない

さらに、SSGAは、当社顧客が用いるカストディアンがある管轄区で議決権行使サービスを提供しない場合、あるいはカストディアンが通常のカストディ・サービス契約の範囲を超えた特別な手数料を総会に対して課金する場合には議決権行使を行うことができない。

特定の決議事項の微妙な差異が既存の議決権行使ガイドラインの範囲外であり、ケースバイケースでの分析が必要な、稀な状況では、そのような決議事項はアセット・スチュワードシップの責任者に上申され、ESGコミッティーに報告される。さらに、重大な利益相反が確認された場合には、ESGコミッティーで検討される場合もある。

利益相反

SSGAの利益相反に関するガイドラインを参照されたい。

議決権行使とエンゲージメントの原則

取締役と取締役会

取締役の選任は、SSGAが株主として遂行する最も重要な受託者責任の一つである。SSGAは、優れたガバナンス体制を持つ企業は株主の利益を守るとともに追求し、不確実な経済環境からくる困難に耐えることができるものと信ずる。そのため、SSGAは、当社が受託者として各ポートフォリオ保有銘柄の長期的価値を最大化すると考える方法で取締役選任議案に対して議決権を行使する。

主として、取締役会は株主の利益を守り、その権利を保護することで株主を代行する。このコンセプトが取締役会および取締役の業績を測定する基準を定める。この基本原則を実現するため、SSGAの見解では、取締役会の役割は当該企業とその株主の長期的な利益に最も適うようにその任務を遂行することにある。独立した効果的な取締役会は、経営陣を監督し、戦略的事項にガイダンスを提供するとともに、CEOその他の幹部を選任、経営継承計画を策定し、リスクの監視を行いCEOと経営陣の業績を評価する。対照的に、経営陣は事業および資本配分の戦略を実施し、企業の日々の業務を執り行う。SSGAのエンゲージメントプロセスの一環として、SSGAは定期的にこうした責務の重要性について発行体と話し合っている。

SSGAは、取締役会の質が取締役の独立性、取締役継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新と企業のガバナンス実践の尺度となると考えている。取締役選任の議決権を行使するに当たり、SSGAは多くの要因を考慮する。SSGAは、独立取締役の存在が良好なコーポレートガバナンスを保ち、経営陣が健全なコーポレートガバナンス方針と実践を確立するのに不可欠であると考えている。十分な独立性を持つ取締役会は、効果的に経営陣を監視し、適正なガバナンス実践を維持し、株主の利益を守るために必要な監督機能を遂行する。SSGAは、取締役の正しい技能の組み合わせ、独立性、多様性および資質が、しばしば業界毎に独特で複雑となるリスクと業務の構造を取り扱う知識と直接的な経験を取締役会に与えるものと考えている。

会計と監査に関する問題

SSGAは、監査委員会の設置が取締役会のリスク監視機能の一部として不可欠であると考えている。監査委員会は、会社の業務と戦略に潜在的に存在し顕在化するリスクを効果的に管理することを企図した、強固な監査と内部統制制度を与える社内監査機能の確立に責任を持つ。SSGAは、監査委員会が独立取締役をメンバーとして持つべきであると考えており、SSGAは監査機能の管理を監督する責務を担う監査委員会メンバーを支持する。

SSGAは信頼できる財務諸表を適時に開示し入手可能とすることは投資プロセスの不可欠な要件である考えている。そのため、内部管理の取締役会による監視と監査プロセスの独立性が、投資家に財務諸表を信頼してもらうには極めて重要となる。さらに、監査人が会社の財務状況の保証を与えることから、監査委員会が経営陣から独立した社外監査人を指名することも重要である。

資本構成、組織再編と合併

資本調達能力は、会社が戦略を実施し、成長し、資本コストを上回るリターンを達成する上で極めて重要である。資本調達活動の承認は、調達資金額を監視し、資本が効率的に配分されていることを確認するために株主に備わった能力の基本的な部分である。会社の資本構成の変更は、取締役会がなす重大な意思決定であり、そうした重大な意思決定に当たっては、SSGAは、会社が企業戦略と整合的な事業上の全体的な正当性と、株主持分を過剰に希薄化しないことについて開示すべきだと考えている。

企業の合併と組織変更は、しばしば、再法人化、再編、合併、清算、その他企業の大きな変更に関する議案を伴う。

株式価値の増大または企業の業務効率性の改善が示される場合、株主利益を最大化する提案は支持される。合併と買収を評価するに当たり、SSGAは、検討が十分になされたことと、株主に対するコーポレートガバナンス条項への影響を考慮する。いずれの場合でも、SSGAは株主価値を最大化するために持てる裁量権を行使する。

時に企業は、潜在的買収者が買収提案を行う機会を低減させ、あるいは買収が成立する可能性を低下させるような敵対的買収防衛策を導入することがある。SSGAは、株主権を縮小し、経営陣の立場を強固にするか、あるいは合理的な提案に議決権を行使する株主権の可能性を狭めるような提案を支持しない。

報酬

SSGAは、適切な水準の幹部報酬の設定が取締役会の責任であると考える。考えられる報酬プランと報償の種別は様々であるが、SSGAが行う幹部報酬の分析には単純な哲学がある。 それは幹部報酬と企業の長期的な業績との間に直接的な関係を持たせるべきであるということである。

株主には、報酬構成と水準が事業上の業績に合わせて決められているかどうかを評価する機会が与えられるべきである。報酬報告を評価する際に、SSGAは、様々な報酬要素、絶対的および相対的報酬水準、比較対象の選択とベンチマーク設定、長期的および短期的奨励金の組み合わせ、報酬構成と株主利益および企業戦略や業績との整合性などの要因を考慮する。SSGAは、報酬が株主利益に沿わないと判断される報酬報告には反対票を投じる場合がある。SSGAは、報酬委員会のメンバーを再任する際に、幹部報酬の慣行を考慮する。

SSGAは、報酬方針と慣行が市場によって大きく変わり、開示の程度、金額と報酬支払い形態、および幹部報酬慣行を承認する株主の権限において、しばしば大きな相違が見られることを認識している。そのため、幹部報酬の妥当性を評価する当社の能力は市場の慣行と法令に依存することが多い。

環境および社会的問題

受託者として、SSGAは重大な環境および社会的問題について企業と対話するにあたり、包括的なアプローチを取る。弊社のアセットスチュワードシッププログラムの優先付けプロセスによって、ポートフォリオの持続可能性リスクを軽減するためにエンゲージメントや議決権行使により対応する企業を特定することが可能となる。エンゲージメントでは、顧客に代わって投資を行う投資先企業との長期的な関係を構築し、長期的な株主価値創造の推進に関わる広範な議題を取り上げることを目指す。議決権追行使においては、重大な環境および社会的事項を取り扱う株主提案が、企業の現状の実践や開示と市場慣行に照らし合わせて、長期的な株主価値に寄与するか否かを根本的に考慮する。

弊社の環境および社会的要素に対するアプローチに関する詳細は、「環境および社会的要素に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン」を参照されたい。（以下参照 ssga.com/about-us/asset-stewardship.html）

一般的/日常的業務

SSGAは個々の企業の日常業務へのエンゲージメントは行わないが、企業価値に影響を及ぼし得るような経営判断には注意深く目を配り、また意見を述べる必要性を認識している。SSGAは、経済的に優位に作用する企業活動とガバナンスの実践を推進する提案を支持するが、日常業務または通常業務と見なされる意思決定は経営陣と取締役会に委ねる。

債券のスチュワードシップ

SSGAの債券に係るスチュワードシップには次に掲げる二つの要素がある。

議決権行使:

債券保有者会議で議題に上がる事項は管轄する法制度によって様々であるが、債券保有者会議で一般的な提案は以下の項目を含む。

- 借入契約条項や発行条件変更の承認
- 必要書類の提出やその他の手続等、事務手続きに係る事項の承認
- 債務再編計画の承認
- 破産管財人への意義申し立て要求棄却
- 発行済債券買戻しの承認
- 取締役に一任された未発行債券売出しの承認
- 分離や併合の承認

債券保有者会議で諮られる項目の性質から、SSGAは提案される議案の行使判断は、ケース・バイ・ケースで検討する。必要に応じて、SSGAは行使判断する前の段階で発行体へのエンゲージメントを行う。全ての行使判断は当社顧客の最大利益になるよう導かれる。

発行体へのエンゲージメント:

SSGAは、債券保有者による企業への通常の発言力は限定的であると認識している。当社の債券発行体に対するエンゲージメントのガイドラインは、上述した当社の株式保有にかかるエンゲージメントのガイドラインを広範に踏襲するものである。

證券貸付

当社は、責任ある投資家および受託者として、SSGAの証券貸付プログラムに参加するプール型ファンド（以下「ファンド」）にとって、議決権付株式の利益と貸付収入増加のバランスを取ることの重要性を認識している。当社の目的は、特定の議決権行使がファンドの長期的な財務パフォーマンスに重大な影響を与える可能性があり、株式の議決権行使のメリットが貸出収入機会の逸失を上回ると考えられる場合、ローン証券を回収し、それぞれの投票の基準日後まで将来の貸付を制限することにある。

そのため、最も財務的な影響を及ぼす可能性の高い状況（委任状争奪戦やM&A、事業停止取引、会社形態の変更、破産、清算などの戦略的取引）の株主総会については、体系的な回収・貸付制限基準を設定している。

一般的には、これらの回収基準や貸付制限は、先進国市場の特定の大型株指数構成銘柄にのみ適用される。

SSGAは、回収に関連して放棄される貸付収益を監視し、ファンドの長期的な財務パフォーマンスへの影響と議決権行使株式の利益が、放棄される貸付収益を上回るかどうかを判断する。

当社は、前述の基準に基づいて計画的にローン証券を回収することを目的としているが、基準日以前に株式を回収するためには、十分な時間の余裕をもって投票に関する通知を受ける必要がある。適時に通知を受けられない場合、基準日またはそれ以前に株式を回収できない可能性がある。

報告

当社は、定期的な顧客レポートとオンラインで報告される関連情報を通じて、スチュワードシップ活動の透明性を提供している。スチュワードシップのアプローチ、エンゲージメントおよび議決権行使方針、および年間の活動の詳細を記載した年次スチュワードシップ報告書を発行している。アニュアル・レポートは、四半期ごとのスチュワードシップ活動報告や、ガバナンスと持続可能性に関するソート・リーダーシップのウェブサイトでの定期的な公開によって補完されている。当社の議決権行使記録情報は、関連する会社の詳細、提案の種類、決議の説明、当社の投票記録を提供する対話型プラットフォームであるVote Viewで入手できる。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズについて

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、過去40年にわたり、各国政府や機関投資家、金融プロフェッショナルの皆様に資産運用サービスをご提供しています。厳密なリサーチや分析、厳しいマーケット環境における経験を礎としたリスク考慮型アプローチをもとに、アクティブからインデックス戦略まで幅広く、コスト効率に優れたソリューションを提案いたします。そしてスチュワード（受託者）として、社会、環境への配慮が長期的な成果をもたらすということを、お客様に理解を深めていただくよう努めています。インデックス運用とETF、ESG投資の先駆者として、投資における新しい世界を常に切り拓き、約3.48兆ドル[2]を運用する世界第4位[1]の資産運用会社へと成長しました。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、ステート・ストリート・コーポレーションの資産運用部門です。

1. Pensions & Investments Research Center, 2021年12月末時点。
2. 2022年12月末時点、、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー（「SSGA FD」）が取り扱うSPDRの残高約586.0億ドルを含みます。SSGA FDはSSGAの関連会社です。

ssga.com

Marketing communications

State Street Global Advisors Worldwide Entities

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, ADGM branch is regulated by the Financial Services Regulatory Authority (FSRA). This document is intended for Professional Clients or Market Counterparties only as defined by the FSRA and no other person should act upon it. State Street Global Advisors Limited, ADGM Branch, Al Khatem Tower, Suite 42801, Level 28, ADGM Square, Al Maryah Island, P.O Box 76404, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by the ADGM Financial Services Regulatory Authority. T: +971 2 245 9000. **Australia:** State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services License (AFSL Number 238276). Registered office: Level 14, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia. T: +612 9240-7600. F: +612 9240-7611. **Belgium:** State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 185, 1170 Brussels, Belgium. T: +32 2 663 2036. State Street Global Advisors Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Canada:** State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 800, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900. **France:** State Street Global Advisors Europe Limited, France Branch ("State Street Global Advisors France") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors France is registered in France with company number RCS Nanterre 899 183 289, and its office is located at Coeur Défense — Tour A — La Défense 4, 33e étage, 100, Esplanade du Général de Gaulle, 92 931 Paris La Défense Cedex, France. T: +33 1 44 45 40 00. F: +33 1 44 45 41 92. **Germany:** State Street Global Advisors Europe Limited, Branch in Germany, Brienner Strasse 59, D-80333 Munich, Germany ("State Street Global Advisors Germany"). T: +49 (0)89 55878 400. State Street Global Advisors Germany is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Hong Kong:** State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200. **Ireland:** State Street Global Advisors Europe Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 49934. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300. **Italy:** State Street Global Advisors Europe Limited, Italy Branch ("State Street Global Advisors Italy") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Italy is registered in Italy with company number 11871450968 — REA: 2628603 and VAT number 11871450968, and its office is located at Via Ferrante Aporti, 10 - 20125 Milan, Italy. T: +39 02 32066 100. F: +39 02 32066 155. **Japan:** State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association. **Netherlands:** State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building 7th floor, Herikerbergweg 29, 1101 CN Amsterdam, Netherlands. T: +31 20 7181 000. State Street Global Advisors Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Singapore:** State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501. **Switzerland:** State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16. **United Kingdom:** State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350. **United States:** State Street Global Advisors, 1 Iron Street, Boston, MA 02210-1641. T: +1 617 786 3000.

- 本稿は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承下さい。
- 本資料は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料の二次使用、複写、転載、転送等を禁じます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第345号
加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会
5697178.1.1.APAC.RTL Exp date 3/31/2024

The views expressed in this material are the views of SSGA Asset Stewardship Team through the period ended March 23, 2023 and are subject to change based on market and other conditions. This document contains certain statements that may be deemed forward-looking statements. Please note that any such statements are not guarantees of any future performance and actual results or developments may differ materially from those projected.

Investing involves risk including the risk of loss of principal.

The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

All information is from SSGA unless otherwise noted and has been obtained from sources believed to be reliable, but its accuracy is not guaranteed. There is no representation or warranty as to the current accuracy, reliability or completeness of, nor liability for, decisions based on such information and it should not be relied on as such.

The information provided does not constitute investment advice and it should not be relied on as such. It should not be considered a solicitation to buy or an offer to sell a security. It does not take into account any investor's particular investment objectives, strategies, tax status or investment horizon. You should consult your tax and financial advisor.

The returns on a portfolio of securities which exclude companies that do not meet the portfolio's specified ESG criteria may trail the returns on a portfolio of securities which include such companies. A portfolio's ESG criteria may result in the portfolio investing in industry sectors or securities which underperform the market as a whole.

This communication is directed at professional clients (this includes eligible counterparties as defined by the appropriate EU regulator who are deemed both knowledgeable and experienced in matters relating to investments. The products and services to which this communication relates are only available to such persons and persons of any other description (including retail clients) should not rely on this communication.

The trademarks and service marks referenced herein are the property of their respective owners. Third party data providers make no warranties or representations of any kind relating to the accuracy, completeness or timeliness of the data and have no liability for damages of any kind relating to the use of such data.

Responsible-Factor (R Factor) scoring is designed by State Street to reflect certain ESG characteristics and does not represent investment performance. Results generated out of the scoring model is based on sustainability and corporate governance dimensions of a scored entity.

The information contained in this communication is not a research recommendation or 'investment research' and is classified as a 'Marketing Communication' in accordance with the Markets in Financial Instruments Directive (2014/65/EU) or applicable Swiss regulation. This means that this marketing communication (a) has not been prepared in accordance with legal requirements designed to promote the independence of investment research (b) is not subject to any prohibition on dealing ahead of the dissemination of investment research.

© 2023 State Street Corporation.
All Rights Reserved.
ID1551551-3479888.7.2.GBL.RTL 0423
Exp. Date: 03/31/2024